

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

石鳥谷町「うるおいとやすらぎのある水辺環境」再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

花巻市

3. 地域再生計画の区域

花巻市の区域の一部（旧石鳥谷町）

4. 地域再生計画の目標

花巻市石鳥谷町（以下「本地域」という。）は、岩手県のほぼ中央部に位置し、人口 16,288 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）、面積 118.57 平方キロメートルで、本地域の中央部を流れる北上川、東を流れる稗貫川、西を流れる葛丸川など多くの河川が流れ、これらの川は水質の良い川として、ホタルやカジカ等が生息したものである。

しかし、生活様式が変わるにしたがって、未処理の生活雑排水が身近な水路や河川へ流入して汚濁の進行が著しく、ホタル等の水生昆虫及びカジカ等の淡水魚が少なくなってしまった。

本地域では生活排水の適正処理を図るべく、平成 4 年度から本地域の中心部や人口密集地では公共下水道事業を、周辺区域では浄化槽（個人設置型）事業を、平成 5 年度からは中心部周辺の農村地域で農業集落排水事業を、平成 15 年度からは農業集落排水事業との連携事業として浄化槽（市町村設置型）事業を展開し、平成 16 年度末の汚水処理人口普及率は、52%にまで達したものの依然低迷している状況である。

このため、これらの汚水処理施設整備を一体的に促進し、身近な水路や河川の清流を再生することにより、従来生息していたホタルやカジカ等を川に取り戻し、昔のような子供が遊べる、「うるおいとやすらぎのある清らかな水辺環境」を復活させる。そして身近な生き物とふれあう場づくりを進め、次世代を担う子供・若者が幼・少年期から環境の大切さを学び、自然を守る意識（環境学習）を育む一助となす。

さらには、清流により再生された自然環境や、本地域の中心部を縦断する東北本線や国道 4 号、東北縦貫自動車道花巻 IC、東北新幹線新花巻駅、花巻空港など高速交通体系に恵まれた利便性を活用し、「身近に田舎を感じられる場所」を提供してグリーンツーリズムの実践や首都圏等の学生の受入れなどにより農業地域と都市との交流を促進し、地域の活性化につなげる。

グリーンツーリズム事業については、平成 12 年度から農協と連携して首都圏等の中学・高校生を地元農家に受入れる「農村体験」を実施しているが、当面は、着実にこの活動を継続し、受入れ生徒数を増加させ、都市と農村との交流を促進させることを目指すものである。

しかし、受入れ側である農家も、汲取り便所や、未処理雑排水の放流による水路の汚れなど、都市住民（生徒）の受入れを躊躇する条件も少なくないのが現状である。

汚水処理施設の整備が進めば、トイレの水洗化による生活環境の改善や、身近な水辺環境の再生に

より、美しい農村景観（住み良いくらしと農村の原風景）が形成され、農作業体験、農家民泊等による交流が尚一層促進されるものと考えられる。さらには交流を通じて自らのふるさとの良さを再発見できる地域住民の活動へと発展が期待できる。

以上のことから、これらの活動へとつなげるため、污水处理施設整備の推進による「うるおいとやすらぎのある水辺環境の再生」を計画し、農村地域の活性化を目指すものである。

（目標 1）污水处理施設の交付金による整備の促進（地域再生計画による污水处理人口普及率の増加は 21%。H16 末 52%から交付金分として 73%に向上）

（目標 2）田植えや稲刈作業等の「農村体験」による、都市・農村交流の実施（年間受入れ生徒数 100 人程度の増加、延べ受入れ農家数 20 戸程度の増加を見込む）

5. 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

公共下水道は、北上川上流流域下水道（花北処理区）の関連公共下水道として位置付けられており、平成 4 年度の事業着手以来、296ha（6,570 人）まで事業認可区域を拡大し（目標年次平成 21 年度）、生活環境の改善が急がれる本地域の中心地などの、都市計画用途指定地域や既存の住宅密集地等を先行して整備を進めてきた。今後は引続き好地・北寺林・中寺林・八幡地区の整備を推進し、生活環境の改善、都市河川の水質悪化の改善を図る。

一方、農業地域の環境整備対策を受持つ農業集落排水は、平成 5 年度から着手し 2 地区が完成、更に平成 17 年度で 1 地区が完成し、現在交付金事業として八幡・八日市地区（工期平成 14～22 年度）、八重畑地区（工期平成 15～23 年度）の 2 地区を位置づけ事業実施中であり、管渠及び処理施設を整備し農業集落の生活環境の改善、水路や河川の環境整備を推進する。

また、その他点在する家屋からの対策については、農業集落排水の周辺を同事業との連携事業として浄化槽（市町村設置型）事業で、加えてそれ以外の公共下水道事業認可区域を除く本地域全域を対象にした浄化槽（個人設置型）事業で整備を推進する。

以上の「公共下水道」、「農業集落排水」、「浄化槽」の污水处理 3 施設で本地域全域を網羅し、相互に連携を図りつつ、目標達成に向け積極的に事業展開するとともに、都市と農村の交流により農村の再編と振興を図る目的で、平成 12 年度より着手したグリーンツーリズム事業を推進し、本地域農業のなお一層の向上を期するため、農業地域の生活環境改善の普及を積極的に取り組むものである。

5 - 2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

（1）污水处理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道……平成 17 年 12 月に事業認可
- ・ 農業集落排水…平成 14 年 4 月（八幡・八日市地区）、平成 15 年 4 月（八重畑地区）に、事業採択の通知を国より通知を受けている。

又、両地区ともに平成 18 年 1 月に事業計画変更承認（両地区とも工期 3 カ年延伸他）を岩手県より通知を受けている。

[事業主体]

- ・ いずれも花巻市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（市町村設置型）、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・ 公共下水道 花巻市石鳥谷町好地、北寺林、中寺林、八幡地区
- ・ 農業集落排水施設 花巻市石鳥谷町八幡・八日市、八重畑地区
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 花巻市石鳥谷町大瀬川、富沢、大興寺、長谷堂、松林寺、北寺林、南寺林、関口、八重畑、五大堂地区（但し農業集落排水事業大北地区、八幡・八日市地区及び八重畑地区で施行する区域を除く）
- ・ 浄化槽（個人設置型） 公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（市町村設置型）整備区域以外の花巻市石鳥谷町全域

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成 17 年度 ~ 21 年度
- ・ 農業集落排水施設 平成 17 年度 ~ 21 年度
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 平成 17 年度 ~ 21 年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成 17 年度 ~ 21 年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 75 ~ 350 13,610 m
- ・ 農業集落排水施設 75 ~ 250 15,250 m
処理場 2ヶ所
- ・ 浄化槽 173 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 花北処理区（好地、北寺林、中寺林、八幡地区）で 2,210 人、農業集落排水施設 八幡・八日市、八重畑地区で 480 人、浄化槽（市町村設置型）で 425 人、浄化槽（個人設置型）で 300 人

[事業費]

- 公共下水道 事業費 1,463,000 千円(うち、交付金 731,500 千円)
単独事業費 532,000 千円
- 農業集落排水施設 事業費 2,209,880 千円(うち、交付金 1,104,940 千円)
単独事業費 202,050 千円
- 浄化槽(市町村設置型) 事業費 107,481 千円(うち、交付金 35,827 千円)
- 浄化槽(個人設置型) 事業費 34,851 千円(うち、交付金 11,617 千円)

合 計 事業費 3,815,212 千円(うち、交付金 1,883,884 千円)
単独事業費 734,050 千円

5 - 3 その他の事業

(1) グリーンツーリズム推進事業(花巻市石鳥谷町地域 H12~)

都市と農村との交流をはかるため、農村体験修学旅行(「農村体験」)の受入れ実施、体験交流インストラクターの養成他。

6. 計画期間

平成 17 年度 ~ 21 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし状況を評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、花巻市污水处理施設整備計画と照らし、施設の整備状況について評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし